

諮問日：平成27年12月15日（平成27年度（最情）諮問第11号）

答申日：平成28年2月23日（平成27年度（最情）答申第7号）

件名：最高裁判所事務総局秘書課が視察基本日程（案）を作成する際に使用している事務処理要領等の文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「最高裁秘書課が視察基本日程（案）を作成する際に使用している事務処理要領その他これに類する文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年11月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

視察基本日程は、視察日から2か月以内に廃棄されることになっているというのであるから、毎年の視察基本日程（案）を作成するに際し、過年度の視察基本日程は全て廃棄されていることになっており、参照できる資料がないから、何らかのマニュアルは当然に存在するといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

#### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は妥当である。

## 2 理由

(1) 視察基本日程（案）は、事務視察に関して作成される視察の具体的な日程を記載したものであり、最高裁判所事務総局秘書課（以下「秘書課」という。）で作成し、あるいは、高等裁判所又は視察を受ける庁で作成されたものを確認して内容を確定させている。

視察基本日程（案）を作成又は確認する際には、視察者の意向を踏まえ、視察先の庁等の事情も考慮し、所要時間及び交通手段等を検討するなど、個別の検討が必要であり、この作成又は確認の事務は、事務処理要領その他これに類するものによる画一的な処理にはなじまないものである。よって、秘書課では、上記作成又は確認の事務をその都度個別に検討して行っているのであって、およそ事務処理要領等を作成してこれを使用する必要性はなく、逆に事務処理要領等を用いなくても事務処理に支障は生じない。

(2) したがって、本件開示申出文書は作成しておらず、現に保有していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成27年12月15日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同月25日 審議
- ⑤ 平成28年2月5日 審議
- ⑥ 同月22日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出文書は、事務視察に関して作成される具体的な日程を記載した文書である視察基本日程（案）を作成する際に使用している事務処理要領その

他これに類する文書である。

最高裁判所事務総長の説明によれば、視察基本日程（案）は、秘書課で作成又は確認をしているが、その作成又は確認は、その都度個別に検討して行っており、およそ事務処理要領等を作成する必要はなく、それを用いなくても事務処理に支障は生じないというのであるところ、事務視察が、視察者、視察先、視察の時期等によってその内容が異なるものであり、視察基本日程（案）に記載すべき日時や視察内容等の具体的な内容も、個別の視察に応じてその都度検討すべきものであることは容易に想像できるところであるから、上記の説明は合理的であるといえることができる。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有しているとは認められない。

苦情申出人は、個々の視察基本日程（案）が視察後速やかに廃棄されることをもって、何らかのマニュアルが存在するはずであると主張するが、上記のとおり事務視察がその都度内容の異なるものであることなどの事務視察に関連する事務の性質に照らせば、その日程作成事務等が、マニュアル等を用いなければできないようなものであるとはいえず、他にその存在を推認させるような事情も見当たらない。

- 2 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人